

令和2年4月17日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について

このことについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について」（令和2年4月17日付け障第164号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長）により通知しておりますが、下記のとおり留意事項を通知します。

記

1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

については、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援を提供いただくようお願いいたします。

2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあります。

なお、上記以外の入所施設については、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 留意いただく事項

休業を検討される場合は、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、市町村や相談支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。

また、代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や家族のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を検討してください。

4 事業所の事業継続支援策について

新型コロナウイルス感染症による事業所への影響をできるだけ小さくする観点から講じられている事業継続支援策については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）1（4）「事業所の事業継続支援策の周知」を参照してください。

5 入所系、居住系、訪問系事業等の対応について

入所系（障害者支援施設、障害児入所施設）、居住系（共同生活援助）、訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、その他（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援））事業については、今回の特措法第24条第9項に基づく要請の対象外ですが、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底をお願いします。

6 留意事項

緊急事態措置により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主を対象とした「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（仮称）については、本通知に関する要請に関しては交付対象外であることを申し添えます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信田・森
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		